**原材料支給要綱　概要**

説明者：土木建築部　施設管理課

農林水産部　田園整備課

**○ 経緯**

市内の道路、公園等の維持管理において、市の人員、予算面で対応できない補修等箇所において自治会から原材料支給の要望があり、H29年度に原材料支給要綱を制定（H29.4.1施行）。なお、修繕等に係る原材料及び諸経費以外の経費（人件費等）については自治会にて負担。

**○ 目的（要綱第1条）**

南城市市道、農道、生活道路、排水路及び公園を**自治会等がその労力で舗装、修繕等を行うとき**に、原材料及び作業に必要な諸経費を支給する。

**○ 原材料とは**

土のう、生コンクリート、アスファルト合材、塩化ビニール製品、砕石、コンクリート二次製品、油脂類その他これに類するもの

**○ 原材料等支給上限額**（予算の範囲内での支給となります）

**原材料及び諸経費**：**上限３０万円**（要綱第7条1項）

　※諸経費…運搬賃等（原材料購入にあたって発生する料金）

　**機械使用料**：**上限１０万円**（要綱第7条2項）

　　※原材料支給に伴い発生する重機等使用

口頭で説明

・支払いは市から直接業者に支払いするので

区で立て替え等行わないように説明。

**○ 支給の流れ…別紙１**

**○ 原材料使用用途（事例）**

アスファルト合材（舗装）、生コンクリート（舗装）、塩ビ管（管布設）、コンクリート二次製品（側溝・蓋設置）、ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ（道路路盤材敷設）、土のう（土砂流出防止）

**○ 原材料使用用途（注意点）**

原材料支給による作業を行う際には、自治会より作業場所の隣接地主等に作業内容の説明を行ってから作業を実施してください。

別紙1

**原材料等　支給の流れ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自治会 | 南城市 | 納品業者 |
| 支給申請書（様式第１号）※参考見積添付修正納品確認工事実施工事完了報告（様式第３号） | 受理審査支給決定通知（様式第２号）発注時期の確認原材料発注原材料支給実施状況確認 | 原材料納品 |

※工事は申請年度内で完了してください。

※原材料は現物支給（市で購入して自治会に支給）になりますので、規格・数量を確認できるよう、参考とした見積書・カタログ等を申請書に添付してください。

※支給は１自治会あたり年度１回までとなっております。（複数回の申請はできません。）

【申請書提出窓口】

土木建築部　施設管理課…市道、公園、集落内の里道等に係る工事

農林水産部　田園整備課…農道、農村公園、農振地域内の里道等に係る工事

令和 ***３*** 年 ***６*** 月 ***１*** 日

記 載 例

原材料等支給申請書

　南城市長　殿

自治会名等　***○○○自治会***

**○○○**

**自治会**

**長　印**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　住所　***南城市字○○番地***

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　***南城　一郎***　　　　　印

下記のとおり事業を実施したいので、南城市原材料等支給要綱第４条の規定により申請します。

記

１　事業場所　　南城市***字○○○番地１***

２　工　　種　　***コンクリート舗装***

３　事業実施予定期間　　***令和３***年***７***月***１***日　～　***令和３***年***８***月***３１***日

４　原材料等

|  |  |
| --- | --- |
| 支給を受けたい原材料等 | 備　考 |
| 名称 | 規格 | 数量 | 予定価格 |
| ***生コンクリート*** | ***18-12-20*** | ***15.0㎥*** | ***240,000円*** | ***機械使用料******02ﾊﾞｯｸﾎｳ　¥42,000******2ﾄﾝﾀﾞﾝﾌﾟ　¥27,000******転圧機　　¥16,000*** |
| ***ワイヤーメッシュΦ6*** | ***150\*150*** | ***100㎡*** | ***60,000円*** |
| 小　計（税込） | ***300,000円*** |
| 機械使用料（税込） | ***85,000円*** |
| 合　　計 | ***385,000円*** |

５　添付書類

　１　図面（付近一帯の地形図に原材料等使用区間を表示したもの）

　２　写真（現況により事業の必要性が確認できるもの）

**※数量・予定価格の設定根拠資料として見積書又はカタログ等を添付してください。**

○南城市原材料等支給要綱

平成２９年３月２３日

（目的）

第１条　この告示は市道、農道、生活道路、排水路及び公園を自治会等がその労力で舗装、修繕等（以下「事業」という。）を行うときに、原材料及び作業に必要な諸経費（以下「原材料等」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　市道　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定に基づき、南城市が認定した道路

（２）　農道　土地改良事業等により造成した道路又は南城市が認定した道路

（３）　生活道路　市民が主に日常生活のため利用する道路で特に市長が公共性の高いと認めるもの

（４）　排水路　市民が主に日常生活のため利用する排水路で市長が特に公共性の高いと認めるもの

（５）　公園　市民が憩いの場として利用する公園で市長が特に公共性の高いと認めるもの

（６）　原材料　土のう、生コンクリート、アスファルト合材、塩化ビニール製品、砕石、コンクリート二次製品、油脂類その他これに類するもの

（対象者）

第３条　原材料等の支給を受けることができる者は、市道、農道、生活道路、排水路及び公園のうち、事業が必要なものに対し、自治会等の労力をもって事業を行おうとする自治会長又はそれに相当すると市長が認める者とする。

（申請）

第４条　原材料等の支給を受けようとする者は、原材料等支給申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（決定通知）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その適否を判断し、適当と認めた場合は、原材料等支給決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

（支給方法）

第６条　原材料は現物で支給するものとし、原材料の運搬費については、原材料に含めるものとする。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内で重機その他の機械使用料を支給することができるものとする。

（支給の限度）

第７条　前条の規定により支給する原材料等は、原材料等費の３０万円を上限とし、当該会計年度中に原則１回の支給を限度として、予算の範囲内で支給するものとする。

２　前条第２項の規定により支給する機械使用料は、１０万円を上限とし、当該年度中に原則１回の支給を限度として、予算の範囲内で支給するものとする。

（完了報告）

第８条　受給者は、事業が完了したときは、速やかに完了届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（確認）

第９条　市長は、完了届の提出があったときは、事業が完了した現場を確認するものとする。

（支給の取消し）

第１０条　市長は、原材料等支給決定通知後に、受給者の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに原材料等の支給を取消すことができる。

（１）　申請した事業以外に支給を受けた原材料等を使用したとき。

（２）　この要綱に違反又は指示に従わないとき。

（３）　申請内容に偽り、その他不正により原材料等を受給したとき。

（弁償）

第１１条　市長は、前条の規定により支給を取消された受給者に、弁償額及び支払期限を定め、通知するものとする。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、原材料等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月２８日告示第３１号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月８日告示第７０号）

この告示は、令和５年５月８日から施行し、改正後の南城市原材料等支給要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

様式第１号（第4条関係）

年　　月　　日

原材料等支給申請書

　南城市長　殿

自治会名等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

下記のとおり事業を実施したいので、南城市原材料等支給要綱第４条の規定により申請します。

記

１　事業場所　　南城市

２　工　　種

３　事業実施予定期間　　　　年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日

４　原材料等

|  |  |
| --- | --- |
| 支給を受けたい原材料等 | 備　考 |
| 名称 | 規格 | 数量 | 予定価格 |
|  |  |  |  |  |

５　添付書類

　１　図面（付近一帯の地形図に原材料等使用区間を表示したもの）

　２　写真（現況により事業の必要性が確認できるもの）

様式第２号（第５条関係）

第　　　号

年　　月　　日

原材料等支給決定通知書

住所又は所在地

　氏名又は団体名

　及び代表者名　　　　　　　　様

南城市長　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあった原材料等の支給について、南城市原材料等支給要綱第５条の規定により次のとおり支給を決定したので通知します。

　原材料等

|  |  |
| --- | --- |
| 支給する原材料等 | 備　考 |
| 名称 | 規格 | 数量 | 価格 |
|  |  |  |  |  |

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

完了届

　南城市長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　自治会名等

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け　　　第　　　号で支給決定のあった事業が完了したので南城市原材料等支給要綱第８条の規定により次のとおり届け出ます。

　１　事業場所　　　南城市

　２　着手年月日　　　　年　　月　　日

　３　完了年月日　　　　年　　月　　日

４　原材料等

|  |  |
| --- | --- |
| 支給する原材料等 | 備　考 |
| 名称 | 規格 | 数量 | 価格 |
|  |  |  |  |  |

　５　添付書類

　　　写真（着手前、完了後の現況が確認できるもの）